

平成20年3月18日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成20年3月18日
開会 16時39分 閉会 17時09分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 中野敏勝
委 員 杉山晴夫 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏
永井繁樹 杉坂達男
議 長 古川 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍 聴 者 中橋友子 谷口和弥 野原恵子 前川敏春 前川雅志
乾 邦廣 堀川貴庸 千葉幹雄
- 6 事 務 局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 説 明 員 町民課長 田村修一 国保医療係長 白坂博司
- 8 審査事件 議案第21号 幕別町後期高齢者医療に関する条例
- 9 審査結果 別 紙
- 10 審査内容 別 紙

委員長 中 野 敏 勝

◇ 審 査 内 容

(16:39 開会)

○委員長（中野敏勝） ただいまより、民生常任委員会を開催いたします。

付託された議案の審査についてですけれども、議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

この前の審査のときはですね、第5条の延滞金についての考え方、これについての説明が必要だというようなことでありましたけれども、この点について、皆さんの方からご意見ありませんでしょうか。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） これを見ますとですね、この延滞金については、いわゆる税法を基準にもってきてものだと、私は解釈するわけでございます。

税法によると、全国、どこの町村も使っている、標準税率の延滞加算金、14.6%を基準にして条例化したのではないかというふうに、私は考える訳でございます。

それで、全国、どこの町村もこの数字を使っておりますので、特にうちだけこれを下げるということも、これは不可能ではないかというふうに思います。

特別な理由があると認められるときは、延滞金を減免することもできますので、納入者との公平性を保つ意味からも、この条例案は適当なんではないかというふうに、私は考えて、あえて説明を受ける必要はないのではないかというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） その他に。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 過日の委員会で私が申し上げたんですけれども、町長が特別な理由があるときとうことはね、文章では特別な理由があるときですから、どのような考え方を持っているかを認識してから、委員会で判断するべきだということで、私が申し上げて、そのことについては、たぶん私は異論がなかったのではないかと思うのですよね、それで、委員会を閉じているはずですから、当然、ここでは、ここの部分についてはですね、関係職員から説明を求めるというのは、私はそういう判断でいたんですけれど、私の判断は間違っているのでしょうか。

○委員長（中野敏勝） このような意見が出ておりますけれども、説明員の説明を受けた方がいいと思いますか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 委員の中にそういう説明を受けたいという人が現にいる訳ですから、やはり、きっちと呼んで説明させるべきでないですか。と思います。

○委員長（中野敏勝） 説明を受けて、この延滞金について説明を受けたいという方が多いので、ここで説明を受けたいというふうに思います。

暫時休憩いたします

(16:42 暫時休憩)

(16:43 再開)

○委員長（中野敏勝） それでは、休憩をといて再開いたします。

ここで、今言われたように、説明員の説明を受けたいというふうに思います。

5条の延滞金の部分だけでよろしいでしょうか。

その前に質疑を行いたいと思います。

ご意見のある方。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今申されてます、延滞金の第5条の3、ここに町長が特別な理由があるとき、あると認めるときはということで、延滞金の減免項目が書かれていますが、これらについて、過日の条例説明ではですね、詳しい説明では私はなかったと感じますので、審査をするときにこのところが、最終的にある程度内容をお伺いしてからと思っておりますので、ここでできるだけの説明をいただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 5条の3項目目の延滞金の特別理由についてですね、この部分について説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（田村修一） それでは、私の方から第5条の延滞金の第3項についてご説明させていただきます。

その前にですね、先ず、延滞金をどうして賦課するのかというところ、第1項の関係になります。そのところから、ご説明させていただきたいと思います。

この延滞金につきましては、地方自治法の中で、市町村が徴収金については条例で定めることにより徴収するとなっております。

延滞金については、地方税法、地方税の例によって徴収するものというふうになっております。

それを受けまして、北海道後期高齢者医療広域連合が、広域連合の条例の中で延滞金については、市町村が徴収し、広域連合に納付するものというふうに定めております。

これに基づいて、市町村、幕別町も延滞金を徴収するというのを、この条例で設けているということが、先ず第1点でございます。

次にこの第1項の中の率でございますけれども、この率につきましても、地方税法の例によるということで、地方税法の中に、率につきましては、年14.6%、1ヵ月については云々ということがうたわれておまして、この条文を引用してここに用いているということでございます。

次の前項に規定する第2項の前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても云々というの、これも地方税法の例に基づいて、ここで規定しているものでございます。

第3項につきましては、特別な理由があると、町長が特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免すると示しておりますけれども、これにつきましても、地方税法の中にこういう条文がございます。

それを引用しているわけでございますけれども、この特別な理由というのは、震災、風水害、火災等によって住宅家財等著しく被害を損害を受けたときと、あるいは被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、あるいは世帯主が心身に重大な障害を受け、その収入が著しく減少したこと、世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと、さらに、その他、広域連合長が別に定めることというふうになっております。

この前段の3つ、4つについては、ここに書いてあるとおりでございます。

その他広域連合長が別に定めることということにつきましては、これは、この事情によるものだというふうに考えております。

非常にあいまいな内容なんですけれども、これ以外の理由でも被保険者の収入が著しく減少したというような状況があった場合については、個々の家庭の事情を伺って、市町村が、これを市町村が判断して減免するということになります。

実際の例といたしましては、例えば、この風水害とか事業の廃止だとか、そういう場合に当たらない場合でも、例えば、勤めている会社が急激に事業の状況が悪くなって給与が大幅に下げられたと、そういうような場合には、ご相談を受けて決めるということになります。

ただ、実際にはそういう場合でも、資産があったり、預貯金があったりというようなこともありますので、そういうものもすべて加味して判断させていただくということになると思います。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうしますと、今の減免の内容なんですけどもね、今の話でいくとそれはこの文字通り行政側の判断で減免内容を決めるということですか。

一定の基準はないんですね。

その都度、減免の内容が変わると、状況に応じて。そういう理解でよろしいですか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） そういうことになります。

これまでも、町税ですとか住宅使用料等の使用料も同じように、減免規定がございまして、ご相談に応じてということになります。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 前日も申し上げましたように、滞納する人というのは、今、いろいろ特別な事由をあげられましたよね、病気になったとか、倒産して急に収入が減ったとか、特別な事由がなければ、なかなかね、認められない内容なんです。ところが、やっぱり、滞納する人は、今、それこそ、年金がどんどん下がってくる中で、払えない人が滞納するケースが多いんですよね。

だから、もう、月額1万5千円以上貰っている人は、みんな特別徴収しちゃうんで、この滞納する人は、みんな普通徴収の人なんだよね、普通徴収の人が滞納するということは、やはりね、払いたくても払えない状況なんですよね、だからそういう人も特別な事由がなければ、延滞金を加算されるということになったら、ますます払えないと、だからやはりね、今、地方税法にならってといますけどもね、税金とね、この、特に後期高齢者の保険料なんかと同列にね、論じられないと思うのですよね。

だとすれば、例外としてね、減免されるというんでなくて、やはりね、特別な事由が、それこそ不届きなやつでね、払えるのに払わないというものは、延滞金をかけられるように、そういう逆の立場でね、これかけられるようにしないと、これはね、収入がない人なんてないんだから、そうしたら、みんな減免することになるわけなんでね、だからそうした点から言えばね、非常にこれは冷たい、税金というのは一定程度、控除されて生活費にはかからないのが税金なんですよね、最低限設けられていて、これはそうじゃないんだから、とにかく、収入が0でも保険料がかかってくる仕組みの、こういうものにね、この第5条のようなね、規定を設けるべきではない。設けるとしたら、もっと違った形で、それこそ払えるのに払わないものからとるというようなことであればね、これは話は別ですけどね、問題にならないと思いますね。

○委員長（中野敏勝） その他何かご意見。

町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ず、延滞金を設ける考え方ということなんですけども、これは先ほど前段、一番最初に申し上げましたが、地方自治法、地方税法、さらに広域連合の条例で市町村は延滞金を徴収して、広域連合に納付するものというふうに分けられておりますので、設けなくて、特別な場合だけ徴収するということにはならないと思います。

この後期高齢者医療制度における料金の設定というか、これにつきましては、もちろん税とは違う観点ももちろんあると思っておりますが、やはり医療制度を維持するために、受益者が一定程度の負担をしなければならないという考えのもとで、制度がつけられたものであると思います。

さらに、この保険料の設定につきましては、町で設定したものではなくて、広域連合の条例の中で、広域連合の議会の中で定められているものでありますので、町といたしましては、法の制度、広域連合の制度、こういう中で定められたものの制度を円滑に推進していくという立場であるというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） そういうことを言われるのであれば、やはりね、広域連合の中でも、中橋議員がね、こういうものについてもね、発言しているんです。

やっぱり、地方税法に基づいて必ず延滞金を取れなんて言ってないと思うんです。

ならってやることはできるけどもね。

だから、そうした点ではね、やはりこの後期高齢者医療制度そのものが、ここにあらわれてきているように、本当に、お年寄りの、75歳以上、その例外もあるけども囲いこんで、とにかく医療費を抑えるのが一つの目的なんですよね。

それから言えば、2年ごとに、例外もあるようですけども、2年ごとに料金改定になる際にも、お年寄りの数が増えれば、お年寄りが負担する10%の経費の、これが11%、12%ととね、自然と多くなるように設定されているんです、既にね。だからね、最初、少ない保険料でスタートしたとしても、これは何年か後に引き上げられていくのがね、自動的に決まっているんですよね。そういう問題ですとかね、例えば、半径4キロの中にお医者さん、主治医の制度を作って、先ずそこにしかかかれぬような仕組みもこれからできるとかね、その医療費を包括性にしてこれまでしか医療費使っちゃだめだよと、使うなら病院の負担か本人負担かというような、制限の仕方がね、これからど、どんどん検討されてくるんですよね、やっぱりね、75歳までね、苦勞して働いてきたお年寄りが、本当に、お金の心配なく、やっぱり老後を、きちっとお金の心配なく生活していくようにすべきなんだけど、逆の方向に行ってしまうと思うのですよね、そのあらわれがこういうことにもでてきているんだと思うのですよね。

答えてもらおうとは思いませんけど。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 増田委員の気持ちはよくわかるんですけれども、ここは、議案第21号について審査するわけですから、質問がなければ、討論なり採決なり入っていただきたいと思ひます。

○委員長（中野敏勝） 杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 前回からの継続になっておりますが、本来的には、前回の提案を我々は良としたと考えておひまして、この継続はそのちょっと変則的な審査といいますか、議論の効果もそうではないかと思ひます。

もっと平らに言えば、すでに、連合を我々は認めている。

広域連合を認めている。しかも、そこで議会は成立している。

そういった中での問題であります。

もし、これは今そういう議論をするのであれば、それ以前の問題でありまして、それらを持ち寄って連合体ができ議会在構成されるわけでありまして、この議論はちょっとチャンスを失っております。

それからさらにもう一つは、それらの連合の議論、あるいは議会の議論の中で、各市町村にこのことを4月1日からスタートする、そのことをそれぞれに伝えてあるわけですから、現状では、それらをスムーズに進行できるような、執行できるような、そういう体制作りを求められていると思うのです。

私は、そのことについては、スムーズにスタートできるような体制作りを急ぐべきであるというふうに、私は考えますし、さらに今いろんな議論が出て、意見が出ている関係については、スタートした時点から我々、議会を持っているわけですから、市町村町さんたちは連合体を持ってますし、広域連合を持ってます。我々は議会を持っているわけですから、ここでのその修正なりあるいは改廃なり、多いに議論すべき我々の代表の責任があるわけですから、その為の責任者を十勝は幸いにして2人も出しているわけですか、十勝が先頭に立ってこれらを皆納得できるような形、そういう方向にもっていくのは、十勝の責任もあると思います。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 説明員がいますのでね、特別な理由があると認められるとき、先ほど申された、震災や世帯主の死亡、事業の廃止などわかるのですが、本人がね、この延滞金を払うことによって、生活できなくなるという場合も対象として考えられると思うのですけども、それらは、この中には含まざる予定はあるのかないのか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 実際に家族の事情をお伺いして、資産、預貯金なんかを調査させていただいて、そういう状況であればやるというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

（17：01 暫時休憩）

（説明員退席）

（17：02 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をといて再開します。

次に討論を行います。

原案に反対者の討論を求めます。

増田委員。

○委員（増田武夫） 議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例に反対の討論を行いたいというふうに思います。

今、前回も申し上げましたが、国会には衆議院にこの後期高齢者医療制度を廃止する法案が出されております。

やはり、この後期高齢者医療制度が、お年寄りに医療費を削減することを目的に、実施される制度であります。

医療費を削減しない、いままでの医療費をそのまま維持するのであれば、国保でありますとか、いろいろな制度でやっていけばいいのであって、わざわざ75歳以上の人たちを、この制度に囲い込むということによって、診療報酬その他を適応しやすいようにする中で、現在政府が進めております、年間に2,200億の福祉費の削減に呼応して、ここでしていくもので、この制度を作っていくものでありまして、先ほども言いましたように、高齢者の保険料の負担は年々高まっていくことが、避

けられない状況であるのが一つ。

それからもう一つは、医療制限を行って、お年寄りが、十分な希望する医療を受けられないようにする制度であるのが一つ。

もう一つは、これも大変なことなんですが、今まで75歳以上のお年寄りは、滞納しても保険証が取り上げられるということがなかったわけですけども、この制度によって滞納による保険証の取り上げ。保険証を交付しないという事態が起こって、これもまた大変な事態が予想されるわけです。

そうした中で、この制度を実行していくために、設けなければならない、この条例にはとても賛成することができない。

一回作ってしまったら、これは大変な制度になっていくと思います。

条例そのものの問題点としましては、先ほども話題になっております、延滞金でありますけども、基本的に延滞金を取るという、こういう制度にしてしまうと、やはり、先ほどの答弁の中では、生活ができないような人からは取らないんだというような話もありましたけども、そういうものも特別な事由という点では、非常にしにくいというか、それが主ではないわけですから、そうした点でも、相当大変な事態になることが予想されます。

そうした様々な点を考慮いたしますと、とても賛成はできないと、こういうことであります。

○委員長（中野敏勝） 次に原案に賛成の方の討論を求めます。

ありませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 先ほど杉坂委員が全てお話いただいたようなもんなんですけども、すでに4月からこの制度は始まろうとしています。

幕別町も速やかに条例を作ってですね、実行できるようにしていただきたいというところであります。

先ほど増田委員お話ありました、第5条の延滞金、あるいは3条の町長が特別な理由があるときは認めるということは、これは、人がやることですから、機械的に年14.6%あるいは、7.3といった金利を、すぐ取り上げるといようなシステムでは、説明を受けますとないと私は思っておりますので、減免措置もございますので、このへんについては、私はこの条例を良といたしたいと思いません。

○委員長（中野敏勝） その他討論ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） なければこれで討論を終わります。

これより、採決いたします。

議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（中野敏勝） 起立多数でありますので、従って本案は原案のとおり決しました。

次にその他の件で、委員の方から何かございせんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） それではですね、地域医療の確保に関する意見書、これが一通りできていますのでご覧になっていただきたいと思います。

このように案が出てますので、内容を検討されてですね、意見があれば受けたいと思います。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） なければ、以上で、民生常任委員会を終了いたします。

(17:09 閉会)